

松山市農業委員会公示第1号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の農業委員会が定める別段の面積を次のように定め、平成26年4月1日から適用する。

平成25年7月19日

松山市農業委員会  
会長 渡部潤一



地区別	農地法第3条第2項 第5号の面積
市内全域	30a